

平成28年分の住宅借入金等特別税額控除を受ける人へ
確定申告は計画的に

住宅ローンなどでマイホームを新築、購入、増改築したときは、一定の要件にあてはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

初めて「特定増改築等」住宅借入金等特別控除を受ける人は、国税庁のホームページなどで要件を確認し、所得税の確定申告をしてください。

なお、住宅借入金等特別控除を受けるために作成する確定申告書には、さまざまな書類を添付する必要があります。税務署にお問合せください。

税務署での申告が必要な人

申告期間中は、確定申告を町でも受付けておりますが、次に該当する人は、税務署で申告してください。

- ①平成28年分以外の確定申告
- ②山林所得や譲渡所得(土地建物、株式など)のある人
- ③初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ④東日本大震災により、住宅などに被害を受けて、所得税の軽減・免除を受ける人

▼問合せ先 高崎税務署
☎027・322・4711

安全・安心のためにご利用ください
高齢者運転免許証自主返納者支援事業

高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安を持つ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するための事業です。

▼対象者

町内に住所を有し、居住している人で、次の事項に該当する人

- 運転免許証返納時に満65歳以上であること
- これまでに当事業による助成を受けていないこと
- 運転免許の取消から1年以内であること

▼支援内容

①バスカードの交付

群馬県共通バスカード(利用可能額6,050円)を交付します。上信電鉄、群馬中央バス、関越交通、日本中央バス、群馬バス、永井運輸のバスへ乗車するときに利用できます。

必要なもの

- 自主返納した免許証の写し(取消通知書または運転経歴証明書の写しでも可)
- 印鑑

②運転経歴証明書の交付手数料(1,000円)支援

運転経歴証明書の交付手数料を全額支援します。群馬県タクシー協会加入事業者のタクシーを利用するとき、運転経歴証明書を提示した人に対して運賃割引などの支援制度があります。

必要なもの

- 運転経歴証明書の写し
- 振込先がわかるもの
- 印鑑

▼問合せ先

町民生活課 生活環境室
☎26・2243(直通)



簡単!便利! <http://www.e-tax.nta.go.jp>

確定申告書などの作成は
国税庁ホームページで

国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーでは、画面案内に従って金額などを入力することにより、確定申告書を作成することができます。作成した確定申告書などは税務署へ郵送などにより提出、またはe-Taxで送信(事前に電子証明書やICカードリーダーライターなどの準備が必要)することもできます。

※作成中のデータを保存し、そのデータを読み込んで作業を再開することもできます。また、保存したデータは翌年の申告時に読み込んで活用することもできます。

操作に関する問合せ先

e-Tax 作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901

平日午前9時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

平成28年分給与支払報告書については
電子申告での申請も受付けています。

問合せ先 ヘルプデスク ☎0570-08-1459

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料 …第7期

納期限1月31日

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

募集します

平成29年度からの学童クラブ入所児童

▼対象 小学校1～6年生の児童で、両親や祖父母が仕事などにより、放課後家にいない家庭の児童のみが対象となります。

※申込者の人数が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育に欠けている度合の高い児童を優先に決定します。

▼申込受付期間 1月4日④～1月18日④

▼申込方法
□入所申請書

□就労証明書(町内に祖父母が住んでいる場合は、祖父母の就労証明書も必要)を提出。

学童クラブ臨時職員も募集します

▼勤務内容 学童クラブにおける児童の保育(補助員)

▼勤務時間 1日3時間以内(土曜日、長期休暇などは1日5時間以内)

▼応募資格 子育て経験のある人(保育士・幼稚園教諭・教員免許資格取得者歓迎)

▼募集人数 若干名

※申請書類は社会福祉協議会(老人福祉センター内)、または各学童クラブで1月4日④から配布しています。(社会福祉協議会のホームページからダウンロードもできます。)

▼提出先

●新規入所希望児童
社会福祉協議会

※平日午前8時30分～午後5時15分

●現在入所している児童
各学童クラブ

▼問合せ先

社会福祉協議会
☎54・3930



▼賃金 時給940円

▼応募方法 社会福祉協議会へ連絡したうえで、履歴書を持参してください。

▼応募締切 1月31日④

▼問合せ先

社会福祉協議会
☎54・3930

児童生徒のための制度

就学援助費の申請について

町では、経済的な理由のため就学困難と認められる小・中学生の保護者(生活保護受給者に準ずる程度)に、学用品費や学校給食費などの一部を年度ごとに援助しています。(生活保護法に基づく教育扶助の受給者は、別途相談)

平成29年度の援助を希望する保護者は、「就学援助費交付申請書」を在籍している学校に提出してください。

申請書は、各小中学校および教育委員会事務局学校教育室にあります。
なお、現在援助を受けている保護者も再度申請が必要です。

▼申込締切 1月31日④

▼相談・問合せ先

明治小学校 ☎54・2105
駒寄小学校 ☎54・2300
吉岡中学校 ☎54・3213
教育委員会事務局 学校教育室
☎26・2286(直通)

掲載企業を募集します

4月からのバナー広告掲載

町では、平成29年度に町ホームページにバナー広告掲載を希望する企業を募集します。

▼掲載料金

●町内に事業所がある場合
1カ月 2千円

●町外に事業所がある場合
1カ月 3千円

▼掲載場所

町ホームページトップページ
縦50ピクセル×横150ピクセル

▼締切り 2月28日④

※締切りを過ぎても申込みは受け付けますが、4月1日からの掲載に間に合わない場合があります。

※申込方法などの詳細は、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ先

総務政策課 庶務行政室
☎26・2240(直通)
http://www.town.yoshिका.gunma.jp/index.html